

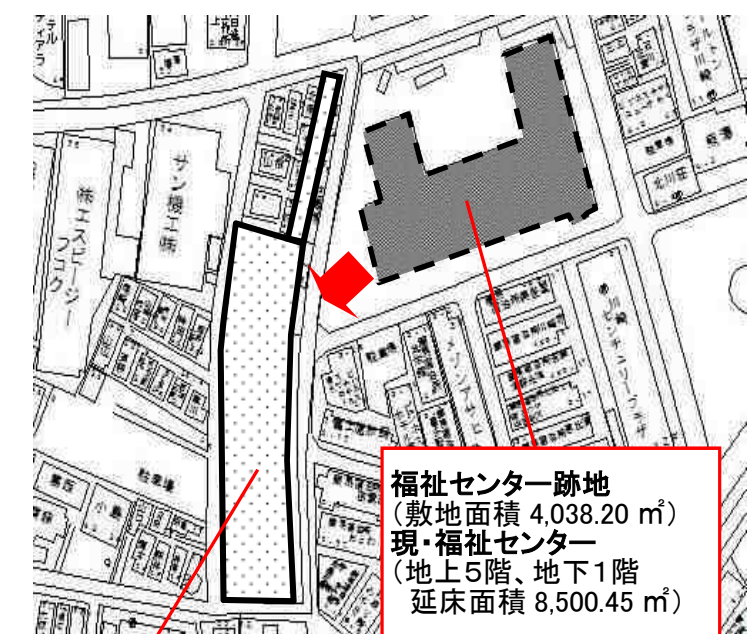
福祉センター跡地活用の基本的な考え方

I 福祉センター跡地の概要

(1)所在地 川崎区日進町5-1
JR川崎駅から徒歩15分、京急八丁駅駅から徒歩5分

(2)面積 4,038.20㎡

(3)用途地域 商業地域
(建ぺい率80% 容積率400%)
※最大で延床面積約1,600㎡の整備が可能



福祉センターグランド等用地
(敷地面積 1,914.47㎡)
H26・(仮称)川崎区内複合福祉施設
(地上3階 延床面積 3,351.67㎡)

II 福祉センター再編整備基本計画(H22.3策定)での位置づけ(抜粋)

基本目標: 高齢者の地域居住の実現、障害者(児)の生活支援、子どもの健全育成及び子育て支援など、福祉需要に的確に対応しながら、専門的で効率的な質の高いサービスを提供する。

基本的な考え方

- ◆社会経済状況の変化や福祉需要に的確に対応
- ◆施設機能、地域性、利用者の利便性を考慮
- ◆平成25年度末で現行施設を廃止し近隣公共用地及び現行施設の跡地を有効活用して段階的に再編整備
- ◆民間活力導入による効率的かつ効果的な運営形態への転換

(仮称)川崎区内複合福祉施設

- ・老人福祉・地域交流センター
- ・こども文化センター
- ・視覚障害者情報文化センター
- ・わーくす
- ・高齢者就労支援機能(シルバー人材センター)

福祉センター跡地活用の検討の方向性

- ・将来的な様々な福祉需要等に対応するため、「福祉ゾーン」としての活用を図っていく。
- ・解体時期(平成26年度以降)を見据えて、整備実施時期における施策動向、他に導入する施設機能、民間活力の活用等も視野に入れ、「跡地活用施設整備基本計画」を平成25年度までを目途に改めて策定する。

III 経過

年月	経過	内容
H22. 3月	福祉センター再編整備基本計画策定	
H22. 4月~ H23. 10月	福祉関係部署における検討	導入施設機能の可能性調査等
H23. 11月~ H24. 3月	福祉センター跡地活用検討委員会	跡地活用の考え方、導入機能、整備手法、検討スケジュール
H24. 3月	跡地に導入を図る各施設機能に係る関係課長会議	福祉人材養成研修機能の再編及び地域リハビリテーションセンターの整備
H24. 4月~ H25. 3月	福祉センター跡地活用検討委員会	跡地活用の考え方、導入機能、検討スケジュール
H24. 10月	(仮称)川崎区内複合福祉施設の建設着工	
H24. 11月	川崎市地域リハビリテーションセンター整備基本計画策定	
H25. 4月~ H25. 8月	福祉センター跡地活用検討委員会	跡地活用の考え方、導入機能、整備手法、検討スケジュール

IV 福祉需要を取り巻く状況

【介護・リハビリニーズの量的増加と質の多様化】

- ・75歳以上の高齢者数が急速に増加
- ・要支援・要介護認定者数、障害者数の増加
- ・認知症高齢者の増加
- ・高齢単身世帯・夫婦のみ世帯の増加
- ・障害者本人・家族の高齢化

(単位:万人)

将来推計人口	H17年 (実績値)	H22年 (実績値)	H27年	H32年	H37年	H42年
総人口	132.7	142.6	147.2	149.2	150.1	150.8
生産年齢人口	95.8	98.9	99.8	100.3	101.3	100.7
高齢者人口	19.4	23.7	28.4	30.3	31.5	33.9
(内)75歳以上	7.9 (5.9%)	10.5 (7.4%)	12.8 (8.7%)	15.2 (10.2%)	17.7 (11.8%)	18.6 (12.3%)

障害者(人)	H23.3	H24.3	H25.3(内65歳以上)	H22	H37
身体	32,903	33,996	34,762(22,515)		
知的	7,166	7,531	7,839(259)	3.8万人	7.2万人
精神※	6,856	7,569	8,188(1,158)		
計	46,925	49,096	50,789(23,932)	2.2万人	4.0万人

※H20厚労省患者数調査から手帳未取得者を含めると推計 35,000人

【介護・リハビリサービスの提供環境の変化】

- ・核家族化及び介護者の高齢化に伴う家庭内での介護力の低下
- ・高齢者・障害者の増加に伴うサービスの質・量に対応した介護人材の不足

(単位:世帯)

	H12	H17	H22
高齢者のいる世帯	110,413	133,496	161,549
(内)単独世帯	25,127 (22.8%)	32,877 (24.6%)	47,206 (29.2%)
(内)夫婦のみ	33,170 (30.0%)	40,888 (30.6%)	46,782 (29.0%)

《市内における福祉職員の状況》

- 介護職員数(常勤換算) 約7,100人(H22)→約8,500人(H27) →年間約300人の増加が必要
- 介護従業員の不足感(H25.3) 訪問介護員は9割、施設職員は6割の事業所で不足(市内事業所数=約3,200)

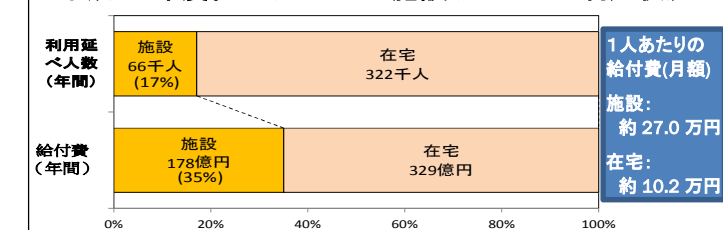
【在宅生活支援の必要性】

- ・半数以上の高齢者が老後においても在宅生活を志向
- ・施設サービスは在宅サービスに比べ経費が高い。

《H22年度高齢者実態調査結果(単数回答)》

- Q. 今後の暮らし方について 一介護が必要になったら—
A. 一般高齢者:「自宅で暮らしたい」 57.0%
要介護者等:「自宅で暮らしたい」 68.9%

《平成23年度在宅サービスと施設サービスの利用状況》



V 跡地活用の基本的な考え方

基本目標

高齢者や障害者が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けることができる地域社会の実現を目指して

高齢者や障害者の在宅生活支援の推進

【整備の視点】

- 本市では2025年(平成37年)を見据え、「住まい」・「生活支援・福祉」・「介護・リハビリ」等に関するサービスが有機的に連携し、住み慣れた地域で生活できる「地域包括ケアシステム」の構築に取り組んでいる。
- 福祉センター跡地施設においては、中重度要介護者・障害者の在宅生活支援、要介護度・障害程度の重度化防止に向け、在宅での介護・リハビリを強化し、生活の質の維持・向上を図る機能の導入を図る。
- 川崎駅から徒歩圏内である立地の優位性や土地の高度利用を踏まえ、施設の複合化等の有効活用を図る。

具体的には

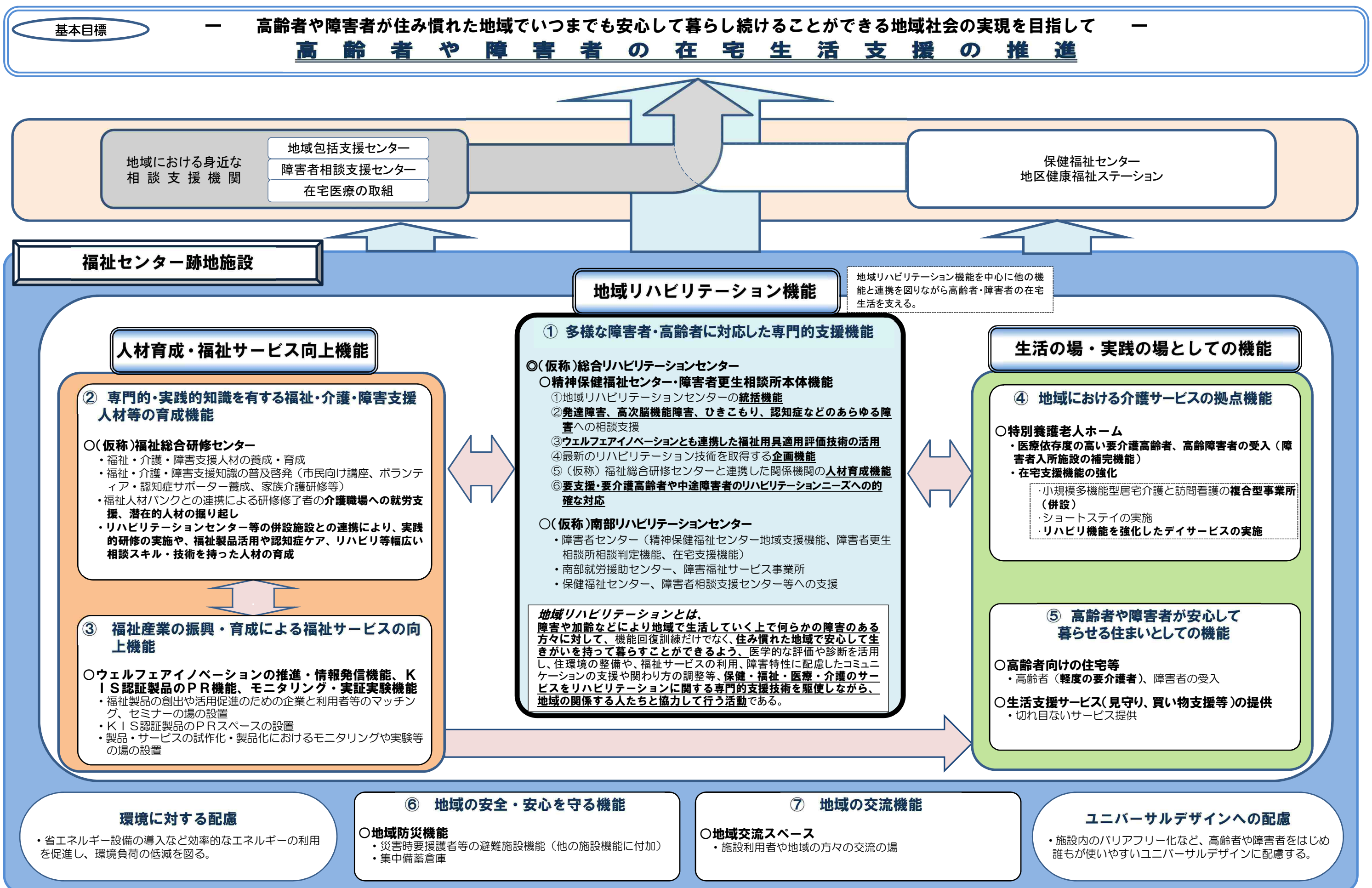
地域包括ケアシステムの概念図



地域包括ケアシステムの構築に向け、「介護・リハビリ」を中心とした取組により在宅生活を支援する。

- ① 高齢者・障害者の在宅生活の支援
「(仮称)総合リハビリテーションセンター」において高度・専門的なリハビリを提供するとともに、相談機能や居宅介護事業所等の福祉機能を集積することにより、個々の障害者・高齢者の状況に応じた切れ目ないサービスを提供し、地域での在宅生活を支援する。
- ② 介護・福祉職員を通じた在宅生活等の支援
「(仮称)総合リハビリテーションセンター」で実施する区役所・相談支援機関の介護・福祉職員等に対する専門技術のアドバイスや、「(仮称)福祉総合研修センター」における専門的・実践的知識を有する福祉・介護・障害支援人材の育成を通じて、多様な在宅・療養生活を支援する。
- ③ 福祉産業の活用を通じた在宅生活等の支援
ウェルフェアイノベーションとの連携によるICTや介護ロボットなど新たな福祉製品の創出・活用促進を通じて、質の高い在宅・療養生活を支援する。

VI 導入する具体的な施設・機能



② 専門的・実践的知識を有する福祉・介護・障害支援人材等の育成機能

- (仮称)福祉総合研修センター
 - ・福祉・介護・障害支援人材の養成・育成
 - ・福祉・介護・障害支援知識の普及啓発(市民向け講座、ボランティア・認知症サポーター養成、家族介護研修等)
 - ・福祉人材バンクとの連携による研修修了者の介護職場への就労支援、潜在的人材の掘り起し
 - ・リハビリテーションセンター等の併設施設との連携により、実践的研修の実施や、福祉製品活用や認知症ケア、リハビリ等幅広い相談スキル・技術を持った人材の育成

③ 福祉産業の振興・育成による福祉サービスの向上機能

- ウェルフェアイノベーションの推進・情報発信機能、KIS認証製品のPR機能、モニタリング・実証実験機能
 - ・福祉製品の創出や活用促進のための企業と利用者等のマッチング、セミナーの場の設置
 - ・KIS認証製品のPRスペースの設置
 - ・製品・サービスの試作化・製品化におけるモニタリングや実験等の場の設置

⑥ 地域の安全・安心を守る機能

- 地域防災機能
 - ・災害時要援護者等の避難施設機能(他の施設機能に付加)
 - ・集中備蓄倉庫

⑦ 地域の交流機能

- 地域交流スペース
 - ・施設利用者や地域の方々の交流の場

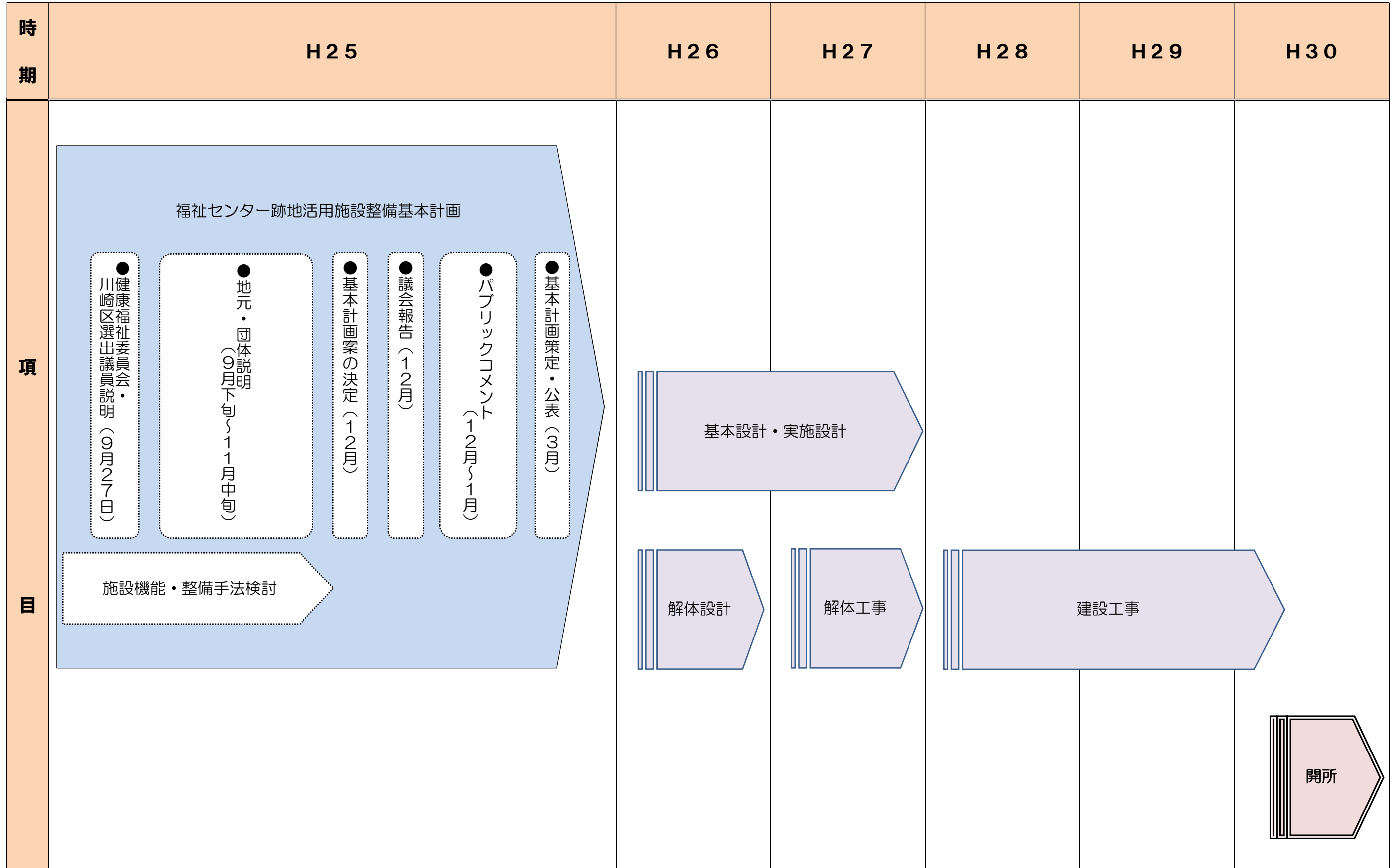
環境に対する配慮

- ・省エネルギー設備の導入など効率的なエネルギーの利用を促進し、環境負荷の低減を図る。

ユニバーサルデザインへの配慮

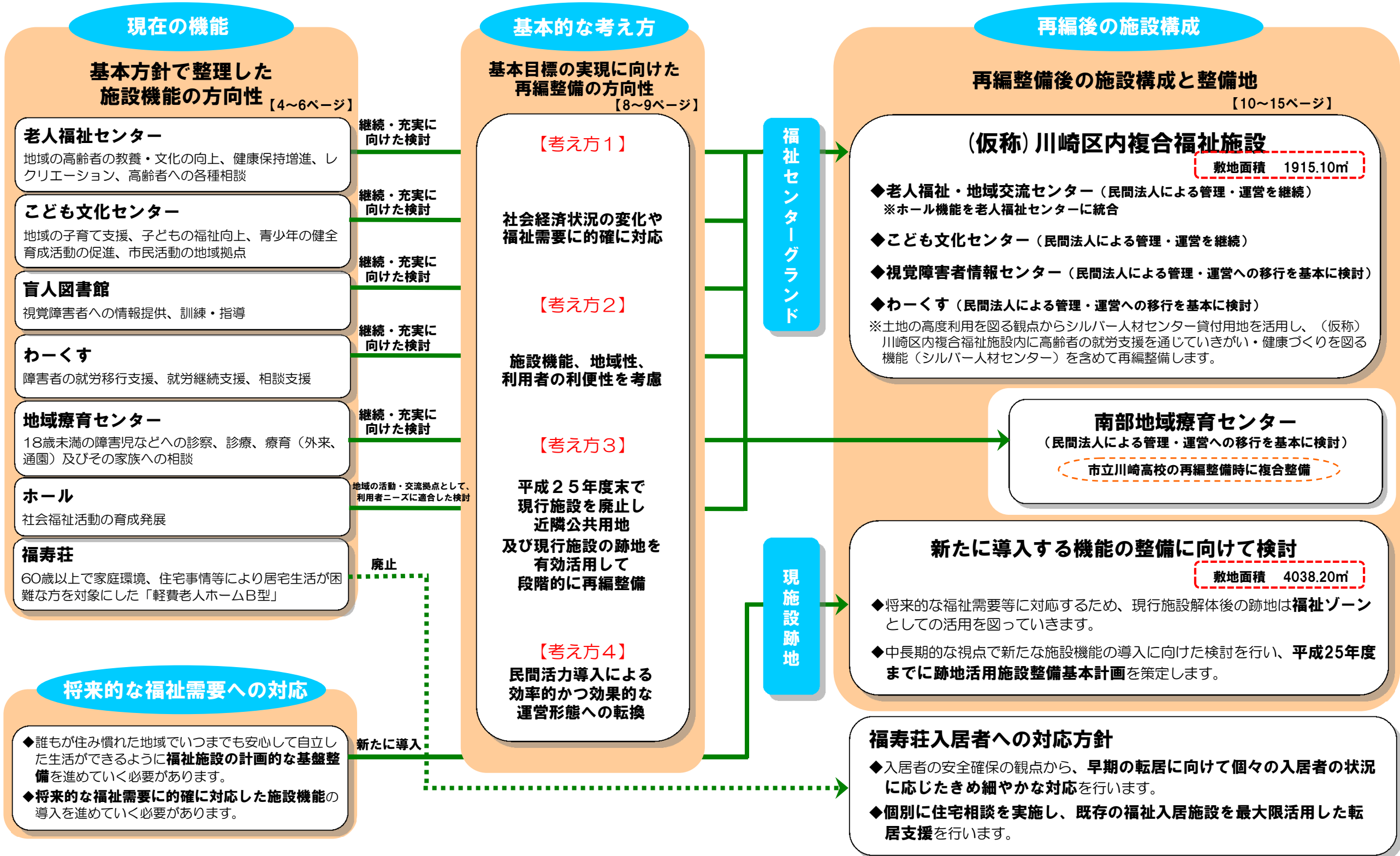
- ・施設内のバリアフリー化など、高齢者や障害者をはじめ誰もが使いやすいユニバーサルデザインに配慮する。

福祉センター跡地施設整備スケジュール（案）



再編整備基本計画の全体像

- 基本目標** 高齢者の地域居住の実現、障害者（児）の生活支援、子どもの健全育成及び子育て支援など、福祉需要に的確に対応しながら、専門的で効率的な質の高いサービスの提供を行います。
- 再編整備背景**
- ◆ 少子高齢化の進展など社会経済状況の変化の中で、福祉需要の増大化・多様化が見込まれており、福祉需要に的確に対応できるよう施設機能の検討を行う必要がある。
 - ◆ 現在の建物について、早急に必要な耐震対策を実施する必要がある。



基本目標

- ① 障害のある方が、複雑な課題があっても多様な社会資源を活用し、自立して在宅生活を営むことができる地域づくりを目指す。
- ② 専門的なリハビリテーション技術を地域の障害者支援機関へ提供することで、障害のある方の在宅生活を支える技術を向上させる。

現在の機能

精神保健福祉センター

【H14：中原区井田地区に開所】
 【H18：川崎市砂子地区に移転】

主な機能（精神障害者が対象）

- ・医学的・心理学的な専門的職種により、
- ①障害状況の評価を行う
- ②障害特性を踏まえた生活支援をコーディネートしていく「**地域支援機能**」を持つ。

障害者更生相談所

【S47：中原区井田地区に開所】
 【H20：高津区二子地区に仮移転】

主な機能（身体・知的障害者が対象）

- ・身体障害者、知的障害者の更生相談所機能を有し、
- ①障害状況の評価を行う
- ②その人の生活を営む上で必要な機能を獲得する訓練や補装具・福祉用具の提供
- ③障害特性を踏まえた生活支援をコーディネートしていく「**相談・判定・在宅支援機能**」を持つ。

北部リハビリテーションセンター

（麻生区百合丘地区：H20開所）

百合丘障害者センター

精神保健福祉センター地域支援機能（分室機能）
 障害者更生相談所相談判定機能（分室機能）
 在宅支援機能

併設機能

- 日中活動系サービス
- 就労移行支援事業 定員20名
- 就労継続支援B型事業 定員20名
- 生活介護事業 定員10名
- 生活訓練事業 定員6名
- 地域生活支援センター
- 就労援助センター

課題と対応の方向性

【課題と対応1】

専門的相談機関でのあらゆる障害への対応

障害者基本法の改正により、障害者の定義が拡大され、あらゆる障害に対して相談しやすい地域に根ざした専門的相談機関での的確な対応

【課題と対応2】

リハビリテーション技術の開発と普及

入所施設からの地域移行に必要な住まい、福祉サービス、日常生活や医療面でのケアなど専門的なリハビリテーションサービスの提供

【課題と対応3】

生活の場でのきめ細かやかな支援

医学的・心理学的機能など専門的機能を有した支援を生活の場できめ細やかに実施

【課題と対応4】

障害のある方を支える資源の質の確保

障害者地域リハビリテーションの提供により地域生活を支えていくための、サービス水準の維持・向上

【課題と対応5】

地域での理解と支援体制の構築

住み慣れた地域で障害者が生活し続けられるよう、地域での障害に対する理解と地域資源の開発

整備に向けた基本的な考え方

【考え方1】

地域リハビリテーションセンターは、**精神保健福祉センターの地域支援機能と障害者更生相談所の相談判定機能とともに在宅支援機能を基本機能**とし、地域の実情に応じた付加機能を設け、**南部・中部・北部の3か所整備**する。

【考え方2】

3か所整備について、**北部**は既存の麻生区百合丘地区、**中部**は再編整備基本計画で位置づけられている中原区井田地区、**南部**は川崎市又は幸区内に整備する。

【考え方3】

各地域リハビリテーションセンターを**統括する機能**は、地域リハビリテーションセンターのうち、関係機関との連携面や利用者の**利便性の高いところに設置**し、障害者基本法改正などに伴うあらゆる障害者への対応等の課題を解決するために、**精神保健福祉センターと障害者更生相談所の本体機能を統合し整備**する。

整備後の施設構成

（仮称）障害者リハビリテーションセンター

（川崎市又は幸区内に整備）

【精神保健福祉センター・障害者更生相談所本体機能】

- ①障害者基本法改正にともなう、あらゆる障害者への対応等の課題を解決するための機能を、地域リハビリテーションセンターの**統括機能**
- ②**発達障害、高次脳機能障害、ひきこもりなどのあらゆる障害**への相談支援
- ③先駆的リハビリテーション技術開発と医学・福祉工学などの知見を用いた**福祉産業の振興とも連携した福祉用具適応評価技術の活用**
- ④他機関での取組、最新のリハビリテーション技術を習得する**企画機能**
- ⑤各地域でリハビリテーションセンター及び障害関係機関の**人材育成機能**
- ⑥要支援・要介護高齢者や中途障害者のリハビリテーションニーズに的確に対応できる体制整備に向けた**地域包括ケアシステムとの連携**

（仮称）南部リハビリテーションセンター

障害者センター

精神保健福祉センターの地域支援機能（分室機能）
 障害者更生相談所の相談判定機能（分室機能）
 在宅支援機能

併設機能

地域の実情に応じて整備する。

中部リハビリテーションセンター

（中原区井田地区に整備）

（仮称）井田障害者センター

精神保健福祉センターの地域支援機能（分室機能）
 障害者更生相談所の相談判定機能（分室機能）
 在宅支援機能

併設機能

周辺施設との効率的・効果的なサービス提供の観点と現行施設利用者の継続的サービス利用の観点から整備する。

北部リハビリテーションセンター

（麻生区百合丘地区：H20開所）

百合丘障害者センター

精神保健福祉センター地域支援機能（分室機能）
 障害者更生相談所相談判定機能（分室機能）
 在宅支援機能

併設機能

- 日中活動系サービス
- 就労移行支援事業 定員20名
- 就労継続支援B型事業 定員20名
- 生活介護事業 定員10名
- 生活訓練事業 定員6名
- 地域生活支援センター
- 就労援助センター

本体機能

分室機能

継続